狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度
補助金申請の手引き

～令和７年度版～

■　お　問　い　合　わ　せ　先　■

大阪市都市整備局
耐震・密集市街地整備　受付窓口
業務受託者：大阪市住宅供給公社
（愛称：大阪市住まい公社）
〒530-0041　大阪市北区天神橋６丁目４－２０
大阪市立住まい情報センター４階５番窓口
電　　話　**０６－６８８２－７０５３**
ファックス　０６－６８８２－０８７７
営業時間　平日・土曜９：００～１７：３０／祝日１０：００～１７：００
休　館　日　**火曜**（祝日の場合は翌日）、**日曜、祝日の翌日**（月曜の場合は除く）、**年末年始**

Osaka Metro 堺筋線･谷町線「天神橋筋六丁目」駅３号出口

目　次

1. 補助制度について　P1

2. 補助申請できる方

3. 補助対象となる建物の要件

4. 補助等の内容

5. 手続きの流れ　P3

6. [①事前相談]に必要な書類　P5

7. [②補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例　P6

8. [③工事着工届]に必要な書類及び記入例　P22

9. [④除却完了報告]に必要な書類及び記入例　P24

10. [⑤補助金の請求]に必要な書類及び記入例　P28

11. [補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例　P30

12. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例　P35

1. 補助制度について

密集住宅市街地における防災性の向上を図るため、重点対策地区、または対策地区において狭い道路に面する老朽木造住宅を解体する場合に要する費用の一部を補助する制度です。

2. 補助申請できる方

- 補助対象となる老朽木造住宅の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）。ただし、建物所有者が複数いる場合は、他の建物所有者全員の承諾を得たものに限る。
- 土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下「土地所有権等を有する者」という）。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限る。
- 建物所有者又は土地所有権等を有する者の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限る。

3. 補助対象となる老朽木造住宅の主な要件

対象エリア内の次の要件を満たす木造住宅

対象エリア	対策地区	重点対策地区
敷地が面する道路	幅員４ｍ未満の道路	幅員６ｍ未満の道路
	かつ	かつ
建築年	昭和25年以前	昭和56年5月31日以前

- 上表の建築年以前に建てられた部分のみが補助の対象
- 店舗や事務所等との併用住宅の場合は、床面積の１／２以上が住宅であること。
- 敷地に面する道路の種別は次のとおり限定しています。
  - ▹対策地区…法第 42 条第２項、附則第５項に規定する道路
  - ▹重点対策地区…法第 42 条、附則第５項に規定する道路
- 重点対策地区内で、次の各項は補助の対象となりません。
  - ▹法第42条に規定する道路に２ｍ以上接していない敷地に存する昭和26年以降に建築された道路中心線より２ｍの範囲に存する木造住宅の部分
  - ▹昭和 26 年以降に建築された道路中心線より２ｍの範囲に存する木造住宅の部分
  - ▹昭和 56 年６月１日以降に増築もしくは改築した部分
- 解体後の用途は問いません。

「法」とは…建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を指します。

4. 補助等の内容

＜補助率・補助限度額＞

対象エリア	対策地区	重点対策地区
補助率	1/2	2/3
補助限度額	戸建住宅：75万円 集合住宅：150万円	戸建住宅：100万円 集合住宅：200万円

・別途、補助対象面積に対する限度額単価があります。
　　戸建住宅：17,000 円/㎡
　　集合住宅：15,000 円/㎡
・長屋等を一部解体する場合の補助限度額と限度額単価は、戸建住宅と同様になります。

＜補助金の算定方法＞

補助金は、次の①から③のうち、最も低い額（千円未満切捨）となります。

① 補助対象面積(※１)×限度額単価×補助率

※１…建物の固定資産(家屋)評価証明書での補助対象となる床面積の合計

② 補助対象となる見積金額（消費税抜）※２×補助率

※２…建物解体費と整地費の見積の合計金額

③ 補助限度額

＜補助金の算定例＞

（例）対策地区内で、補助対象面積 60 ㎡の戸建住宅を解体する場合
　▹建物解体・整地費の見積金額が 120 万円と仮定
　▹壁面補修費、屋内動産の撤去費や消費税等は、補助対象外となります。

【古い木造住宅の解体撤去】

① 60 ㎡ × 17,000 円/㎡ × 1/2 ＝ 510,000 円
② 見積金額 120 万円 × 1/2 ＝ 600,000 円
③ 補助限度額 750,000 円

▶補助金は、①から③のうち、最も低い①の 510,000 円となります。

５．手続きの流れ

①事前相談

参考書類をご用意ください。

参考書類…補助要件を確認するための書類
・固定資産（家屋）評価証明書（建築年、共有者氏名、棟明細の記載があるもの）など
・建物の外観写真等

②補助金の交付申請

受付は、解体工事の工事契約予定日の40日前、かつ、令和7年12月26日（金）まで
ただし、特例措置（注釈参照）により交付申請する場合は、工事着手予定日の40日前、かつ、令和7年12月26日(金)まで。

（注釈）特例措置
交付申請までに工事契約を行っていても、工事に着手していないことを証明でき、かつ、工事着手予定日の40日前までであれば交付申請できる場合があります。

補助金の交付決定通知
補助金の交付申請から、40日以内（書類の訂正等の期間を除く。）で通知書を交付します。

上記の交付決定通知を受けた後に、工事契約してください。
※通知を受ける前に工事契約を行った場合は、補助を受けることができなくなります。
ただし、特例措置（注釈参照）により交付申請した場合は、交付決定通知を受けた後に工事に着手してください。
通知を受ける前に工事に着手した場合は、補助を受けることができなくなります。

除却工事の実施

必要に応じて現地調査を行います。

工事内容に変更等が生じた場合は、別途申請が必要になりますので、速やかに窓口までお問い合わせください。
（変更申請等は、**事業期間内、かつ、令和8年2月27日（金）まで**にご提出ください。）
ただし、補助申請額が既交付決定額を超える変更承認申請の提出期限は、**令和7年12月26日（金）**までです。
各申請書類の提出期限には、十分にご留意ください。

工事着手届
特例措置（注釈参照）により交付申請した場合、および補助額が既交付決定額を超える変更承認申請を申請した場合に限り、工事着手届を提出する必要があります。

③完了報告

事業期間内、かつ、令和8年2月27日（金）までにご提出ください

額の確定通知
完了報告書の提出から、概ね一ヵ月内（書類の訂正等の期間を除く。）で通知書を交付します。

④補助金の請求

令和8年4月30日(木)までにご提出ください

補助金の入金
請求書の提出から、30日以内に、ご指定の口座へ振り込まれます。※振込日の通知はありません。

※各書類の提出については、郵送等による提出も受付けますので、窓口までご相談ください。
※各書類のご提出が、締切り直前となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

（注意事項）

(1) 補助金の交付を申請する前に除却工事の契約を行った場合、補助金を受けることができなくなります。ただし、既に工事契約を締結していても、工事に着手していないことを証明でき、かつ、工事着手までに十分な期間があるときは交付申請できる場合がありますので、別途ご相談ください。

(2) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口（表紙記載）までご持参いただくか、メール等で事前の確認を受けたのち郵送してください。

(3) 補助金の支払いは、除却工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、除却工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。

(4) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

(5) 申請書類に記入する場合は、黒インク又は黒ボールペン等で記入してください。
（鉛筆や消せるインクは使用しないでください。）

(6) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則、訂正後のものに差しかえてください。

［①事前相談］ に必要な書類

● **提出書類一覧**

①事前相談				**提出部数＜1部＞**
	1	写真	**カラ-写真**	建物外観を撮影
	2	固定資産(家屋)評価証明書		建築年次(昭和 56 年に建築されたものにあっては建築年月日)及び建物共有者・棟明細が確認できる公的書類(P.12 参照)

★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
★ 店舗・事務所等の用途を含む併用住宅の場合は、半分以上の床面積が住宅であることが要件となりますのでご注意ください。
★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
★ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

＜注意事項＞

・建物外観をわかりやすく写した写真を提出してください。

［②補助金の交付申請］に必要な書類及び記入例

● **受付期間**

申請の受付期限は**令和7年12月26日（金）**です。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

● **提出書類一覧**

②補助金交付申請　　＊下記の順番に並べて提出してください　　提出部数＜2部＞

1	補助金交付申請書	様式1	
2	委任状（代理人）		代理人を定める場合
3	補助事業者一覧	様式1－2	補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状を添付すること
4	委任状（代表申請者を除く全員）	様式1－3	
5	納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・補助事業者が複数の場合は全員にかかるもの ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員にかかるもの ・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書を添付すること ・交付要綱の別表2（2）に記載のもの
6	除却建物一覧	様式1－4	除却する建物全てを棟ごとに記入すること
7	固定資産（家屋）評価証明書		・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
8	登記事項証明書・登記簿謄本（建物） 法務局で発行を受けたもの		・申請に係る除却建物全てにかかるもの ・土地所有者が申請する場合は、登記事項証明書・登記簿謄本（土地）を添付すること
9	承諾書（建物の除却について）	様式1-5-1	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 ・補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
		様式1-5-2	・土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族が補助事業者になる場合 ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
10	位置図		除却する建物、敷地、狭あい道路等の位置等を示すこと
11	除却建物の外観写真		1棟あたり2方向
12	誓約書	様式1－6	
13	交付申請額内訳書（対策地区）	様式1－7	
14	交付申請額内訳書（重点対策地区）	様式1－8	
15	見積書	様式1－9	・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
16	工事に未着手であることを証する書類		・特例措置（3ページ参照）により補助金交付申請を行う場合
17	その他申請に必要と認める書類		

★　別途、書類が必要になる場合があります。
★　ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
★　提出部数は2部です。
★　原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。
★　建物所有者が死亡している場合で、法定相続人が補助事業者として交付申請する場合
法定相続人の全員を確認できる資料として、出生してから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等の提出が必要となります。
★　建物を購入、かつ、所有権移転登記を行わずに補助事業者となる場合
売買契約書と領収書の写しの提出が必要になります。
購入者が建物所有者として補助金交付申請ができますので、ご相談ください。
★　公証役場で作成された公正証書遺言及び遺産分割協議書等がある場合には、建物所有権を確認する上で有効な書類となりますので、別途、ご相談ください。
★　工事に未着手であることを証する書類とは、次のような書類です。
（参考例）
a.　工事現場を背景に公的関係書類（評価証明書等）及びその発行日付が見えるように撮影したもの
b.　工事現場を背景に新聞及びその発行日付が見えるように撮影したもの
など
※　証明する際の公的関係書類や新聞の発行日は、工事契約日以降であること。

＜重点対策地区内で申請される方へ＞
重点対策地区内での補助申請のうち、昭和26年以降に**建築**（**増築**）し、かつ、4m未満の道路に面している敷地においては、市税事務所に備え付けの家屋見取図を閲覧して書き写し、かつ、現地を計測して建物の配置図を作成し提出いただく必要があります。ただし、全ての建築年が昭和26年以降の場合、市税事務所に備え付けの家屋見取り図を閲覧する必要はありません。

②-1　補助金交付申請書（様式1）

記入例

（様式１）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

> 申請者であり、補助金の交付を受ける者

補助事業者
住所　〒●●●-●●●●　大阪市北区中之島1-3-20
（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
ﾌﾘｶﾞﾅ　ｵｵｻｶ　ﾀﾛｳ
氏名　大阪　太郎
（法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名）
電話番号　（●●）●●●●-●●●●

補助金交付申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第６条第１項に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

> 除却工事を行う建物の地名地番

１　除却計画敷地
　（地名地番）　大阪市　●●　区　●●●　●丁目●番地●
　（住居表示）　大阪市　●●　区　●●●　●丁目●番●号

> 除却工事を行う建物の住居表示

２　除却計画

> 契約予定日は、申請日から 40 日以後の日を記入

（１）事業期間
　契約日または契約予定日　令和　●　年　●　月　●●　日
　工事着手予定日　令和　●　年　●　月　●●　日
　事業完了予定日　令和　●　年　●　月　●●　日

> 該当する項目に○を記入

> 当該年度の２月末日までの日を記入

（２）除却建物概要

接道状況	［ 附則第５項 ・（法 42 条第２項）・ ２m以上接道していない ・ その他の道路］ （ 道路幅員 （４m未満）・ ６m未満 ）			
用途・形式※１	構造・階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※２
長屋建て	木造　２階建	昭和８年	３戸	155.42㎡
		昭和 57 年		15.00㎡
		合 計	１棟　３戸	170.42㎡
		うち補助対象　合 計	１棟　３戸	155.42㎡

> 様式 1-4 で作成した除却建物一覧表をもとに記入

※１：「共同建て」「長屋建て」「長屋建て（切取）」「戸建て」の別を記載してください。
※２：固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

> 様式 1-7 もしくは 1-8 で作成した交付申請額内訳書をもとに記入

３　交付申請額　　¥1,048,000 円

大阪市記入欄			
ア	イ	ウ	エ
東	西	南	北
住宅用途面積 1/2（以上・未満）			

＜注意事項＞
・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、申請書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。
・建物所有者が複数（共有名義）の場合または法定相続人が複数いる場合には、委任もしくは承諾のいずれかを受けた代表者が申請を行ってください。（委任を受けた者による申請の場合は、補助事業者（代表申請者）を除く全員の委任状（様式１－３）が必要です。また、承諾を受けた者による申請の場合は、補助事業者（申請者）以外の建物所有者または法定相続人全員の承諾書（実印）と印鑑登録証明書が必要です。）

②-2 委任状（参考書式）

（参考書式）

委任状

（代理人）

氏 名 （法人その他の団体にあってはその名称も記入）	●● ●●
住 所	〒●●●－●●●● ●●市●●区●●丁目●-●
電 話	●●●-●●●●-●●●●

手続等の依頼を受ける方の氏名や住所等を記入

連絡先の電話番号を記入

私は、上記の者を代理人と定め、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱に係る下記の事項を委任します。

記

該当箇所にチェック印を記入

委任事項 （委任する事項にチェック）

- □ 補助申請書類の提出に関すること
- □ 補助申請書類の訂正に関すること
- □ 通知書等各種書類の受け取りに関すること

令和　　年　　月　　日

申請者（補助事業者）の氏名や住所等を記入

（補助事業者）

住 所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	〒●●●－●●●● ●●市●●●区●●●丁目●番●●号
氏 名 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	●● ●●●

＜注意事項＞

- ・手続きを委任される場合に必要です。
- ・委任事項を確認してください。
- ・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、サイン（又は訂正印）が必要です。
- ・委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン（又は訂正印）により訂正（代理人と委任者（補助事業者）両者のサイン（又は押印）が必要）してください。

②-3 補助事業者一覧（様式1-2）

記入例

≪複数の補助事業者で申請する場合≫

（様式１－２）

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
（代表申請者欄） 大阪　太郎	〒●●●－●●●● 大阪市北区中之島１－３－２０ ＴＥＬ　（●●）●●●●－●●●●
梅田　次郎	〒●●●－●●●● 大阪市北区扇町２－１－２７ ＴＥＬ　（●●）●●●●－●●●●
	〒　－ ＴＥＬ　（　）
	〒　－
	ＴＥＬ　（　）　－
	〒　－ ＴＥＬ　（　）　－
	〒　－ ＴＥＬ　（　）　－
	〒　－ ＴＥＬ　（　）　－

代表申請者の氏名・住所・電話番号を記入

補助事業者のうち、代表申請者以外の氏名・住所・電話番号を記入

代表申請者を除く全員の委任状（様式 1-3）が、必要になります。

（注）１　補助事業者全員を記載してください。

２　代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。

３　この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

＜注意事項＞

・複数の補助事業者で、申請する場合に必要です。

・様式 1-5-1 関連で、承諾されている方はここに氏名を記入する必要はありません。

②-4 委任状（様式1-3）

記入例

≪複数の補助事業者で申請する場合≫

（様式１－３）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

委任状

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として　大阪　太郎　氏　に委任いたします。

代表申請者の氏名を記入

補助事業者一覧(様式 1-2)のうち、代表申請者を除く申請者全員の委任状が必要になります。

補助事業者

住所　〒●●●－●●●●

大阪市北区扇町 2-1-27

氏名　梅田　次郎

（注）補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

②-5 納税証明書

（証明書見本）

納　税　証　明　書

納税義務者	住所（所在地）	大阪市北区中之島１丁目３番２０号
	氏名（名称）	大阪　太郎

番号	年度又は事業年度等	税目	課税額	納付済額	未納額	うち納期限未到来額
1	令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以下	余白		

未納額（納期限未到来額を含む）が0円であること。

備考	空白

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 471- 5 号
令和●年 ●月 ●日

大阪市長　テスト用 電子公印

＜注意事項＞
・<u>市民税、固定資産税、都市計画税</u>を確認できる納税証明書を提出してください。
・原則として、<u>前年度</u>のものが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額（納期限未到来を含む）が０円であるものは可とします。
・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

②-6 除却建物一覧（様式1-4）

（様式１－４）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例

除却建物一覧

所在地番 家屋番号	権利者氏名 権利の種別	建築年月日 構造	用途 階数	床面積 補助対象面積	備考
●●● ●丁目●番地●	大阪　太郎 梅田　次郎	昭和８年	居宅	155.42	
●●-●●	所有権	木・瓦・２	２	155.42	
●●● ●丁目●番地●	大阪　太郎 梅田　次郎	昭和57年	居宅	15.00	
	所有権	木・瓦・１	２	0	
			合計	170.42 ㎡ 155.42 ㎡	

固定資産（家屋）評価証明書をもとに記入

（注）　１　除却建物の全てについて棟ごとに記載し、固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。）を添付してください。

２　補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。

３　位置図及び除却建物の外観写真（１棟あたり２方向程度）を添付してください。

②-7 固定資産(家屋)評価証明書

固定資産評価証明書(サンプル)

家屋の評価額・相当税額などを証明します。　　　(証明書見本)

証 明 書 (家屋)

所有者			
住 所(所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
氏 名(名 称)	大阪 太郎	共有人数	外 1名

家屋の所在 / 家屋番号	種類	構造	床面積(㎡)	令和 6年度価格(円)
●●区●●1丁目●番地● / 10	居宅	木・瓦・2 外 1棟	170.42	価格 ¥100,000
上記1行目の内訳 / 1 0	居宅	木・瓦・2	155.42	価格 ¥85,000
上記1行目の内訳	居宅	木・瓦・1	15.00	価格 15,000
		以 下 余 白		

上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

備考

行内訳の価格は、価格相当額です。
共有物　持分2／3
氏名(名称)大阪　太郎　持分2／3
氏名(名称)大阪　花子　持分1／3
1行目　家屋番号1 0
　　　登記簿上の所在　●●1丁目●●番地●号
2行目　家屋番号1 0
　　　登記簿上の所在　●●1丁目●●番地●号
1行目　昭和6年建築
2行目　昭和6年建築
3行目　昭和2 7年建築

備考欄に以下の内容が記載されているものを提出してください。
- 共有者氏名(共有持分の場合)
- 登記簿上の所在(登記簿と異なる場合)
- 建築年

税証第 〇〇－ 〇〇 号
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

大 阪 市 長　見本

※評価証明書交付申請書の記入例

固定資産(家屋)評価証明書交付申請書(サンプル)

固定資産(土地・家屋・償却資産)評価証明書交付申請書

記載例

※太枠の中に必要事項を記入(該当する口にV)してください。

大阪市長あて

申請日	○○年 ○○月 ○○日
窓口へ来られた方(申請者)	(住所) 大阪市北区中之島１－３－２０
	(フリガナ) オオサカ タロウ
	(氏名) 大阪 太郎
	(生年月日) ○○年 ○○月 ○○日
(証明が必要な方との関係)	本人・同一世帯の親族・代理人・相続人・法人代表者・従業員・その他( )
(日中に連絡の取れる電話番号)	(06) ○○○○ － ○○○○

窓口へ来られた方は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カードなどの本人であることを確認できるものをご提示ください。
代理の方(同一世帯の親族を除く)が申請するときは、委任状または代理権限授与通知書が必要です。
(※大阪市外にお住まいの方は、同一世帯の親族であっても委任状が必要です。)

どなたの証明書が必要ですか(現在の所有者)	(住所または所在地) ☑同上
	(フリガナ)
	(氏名または法人名および代表者氏名) ☑同上
	(生年月日) 年 月 日
1月1日現在の所有者(年内に所有者の変更があった等の場合)	(住所または所在地) ☑同上
	(フリガナ)
	(氏名または法人名)

法人の証明書を、その法人の従業員が取得する場合、下欄に代表者印の押印があれば、委任状は不要です。※本人確認書類に加え、従業員証や社名入りの保険証の提示が必要です。

法人代表者印 押印欄

(注意事項)
1 当該年の1月1日現在の状況を証明しますので、所有権移転等により、当該年の1月1日現在の状況と異なる場合は、その旨が確認できる書類をご提示ください。
2 証明書を速やかに発行できるよう、物件の所在地は登記簿上の所在地番を記載し、家屋の場合は家屋番号もあわせて記載してください。
3 家屋の棟明細が必要な場合は、必要な付記事項等欄の棟明細にチェックのうえ、ご入用の証明内容を○で囲ってください。なお、明細の一棟ごとに1件分の手数料が必要になります。
※ 申請物件を特定できない場合、発行できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

どの証明書が必要ですか　□評価証明(価格のみ記載)　☑公課証明(価格・課税標準額・税額が記載)

	必要な資産	物件の所在地(登記簿上の所在地番)(償却資産の場合は、区名のみ記載してください)	家屋番号または資産の種類	必要年度	通数
1	☑土地 □家屋 □償却資産	(区名) 北 区 (町名) 中之島○ 丁目 △ 番 番地		令和5 年度	1 通
2	□土地 ☑家屋 □償却資産	(区名) 北 区 (町名) 中之島○ 丁目 △ 番 番地	△-××	令和5 年度	1 通
3	□土地 □家屋 ☑償却資産	(区名) 北 区 (町名) 丁目 番 番地	合計	令和5 年度	1 通
4	□土地 □家屋 □償却資産	(区名) (町名)			

共有者氏名・棟明細が必要な場合は、必要な付記事項等にチェックして下さい。

必要な付記事項等	☑共有者氏名 □建築年 □棟明細(棟明細のみ・合計と棟明細) □滅失している旨(滅失年 年) □その他( )
何にお使いですか	☑登記申請 □相続・贈与 □訴訟 □官公庁提出 □売買 □融資 □資産管理 □その他( )

☑共有者氏名　☑建築年　□滅失している旨(滅失年　　年)
☑棟明細(棟明細のみ・合計と棟明細)　☑その他(登記簿上の所在)

交付申請書に記入する際の注意点！
チェックや記入漏れがないようにご注意ください。

固定資産(家屋)評価証明書の地番が
登記簿謄本(建物)と異なる場合は、
登記簿上の所在を記載してもらってください。

	通数	件数 無料	件数 有料
土地			
家屋			
償却資産			
合計			

第 5－

本人確認　マイナンバーカード・運転免許証・…　弁護士(職員)証・司法書士(補助者)証・…　その他( )

その他確認書類　委任状・媒介契約書・売買契約書・賃貸借契約書・登記簿謄本・戸籍謄本・法定相続情報
近傍類似の固定資産評価証明書交付申請書・職務上請求書・代金納付期限通知書
強制競売申立書・従業員証・その他( )

※職員記入欄 記入しないでください　発行 確認 交付
棟明細 要／不要
発行
確認
R5.3月作成

<注意事項>

・建築年次、共有者氏名と棟明細が記載されているものが必要です。
・証明書の建物所有者が死亡している場合には、建物所有者が死亡していること及び法定相続人全員が確認できる公的書類(除籍謄本等)が必要です。

②-9　承諾書（建物の除却について）　※様式 1-5-1

記入例

（様式１－５－１）

令和　　年　　月　　日

大阪　太郎　様

補助事業者の氏名（申請する人）

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施すること事を承諾いたします。

記

固定資産（家屋）評価証明書をもとに記入

１　建物所在地
　（地名地番）　大阪市　●●　区　●●●　●丁目●番地●
　（住居表示）　大阪市　●●　区　●●●　●丁目●番●号

２　家屋番号　●●-●●

３　構造・階数　木　造　２　階建

４　延床面積　170.42　㎡

補助事業者（申請する人）を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要になります。

建物所有者
住所　〒●●●-●●●●
　　　大阪市北区扇町 2-1-27

氏名　梅田　次郎　　　実印

（注）印鑑登録証明書を添付してください。

＜注意事項＞

・建物所有者が複数（共有名義）または法定相続人が複数いる場合で、承諾を受けた代表者による申請を行う場合は、補助事業者（申請者）以外の建物所有者または法定相続人全員の「承諾書（実印）」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。
・配偶者または一親等内の親族が補助申請を行う場合は、建物所有者（複数人いる場合は全員）の承諾書（実印）と印鑑登録証明書が必要です。
・書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。
・（※）原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

②-9　承諾書（建物の除却について）　※様式 1-5-2

記入例

（様式１－５－２）

令和　　年　　月　　日

大阪　太郎　様

補助事業者の氏名（申請する人）

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私が所有権等を有する次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

固定資産（土地）評価証明書をもとに記入

１　土地の所在地　　大阪市　●●　区　●●● ●丁目●番地●

２　地積　　●●●.●●　㎡

３　家屋番号　●●●

４　構造・階数　●●　造　●　階建

５　延床面積　●●●.●●　㎡

土地所有権等を有する者
住所　〒●●●-●●●●
●●市●●区●●●-●-●

氏名　●●　●●　　実印

（注）印鑑登録証明書を添付してください。

＜注意事項＞

・土地所有権等を有する者の配偶者または一親等内の親族が、補助申請を行う場合に提出が必要です。また、建物所有者（複数人いる場合は全員）の承諾書（実印）（様式 1-5-1）と印鑑登録証明書も必要になります。
・書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。
・（※）原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

②-12 誓約書（様式1-6）

記入例

（様式１－６）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

（＊長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。）

（＊除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。）

補助事業者

住所　　〒●●●-●●●●

大阪市北区中之島 1-3-20

氏名　　大阪　太郎

（注）補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

＜注意事項＞

・補助事業者が複数の場合は、補助事業者全員の誓約書が必要になります。

②-13 交付申請額内訳書(対策地区)(様式1-7)

記入例

（様式１－７）

対策地区内で
解体する場合に使用

交付申請額内訳書
（対策地区）

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	170.42㎡	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※１）
うち、補助対象面積	b	155.42㎡	
補助率	c	１／２	
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000円	見積書の除却工事と整地工事の合計金額 又は 見積書(様式1-9)の補助対象工事費合計欄の金額
補助対象経費による補助金の額	e	1,048千円	ｅ＝ｄ×（ｂ／a）×ｃ 千円未満切り捨て　式にあてはめて算出する
補助限度額単価	f	15千円	集合住宅（※２）：15千円 上記に該当しない住宅：17千円
補助対象面積による補助金の額	g	1,165千円	ｇ＝ｂ×ｆ×ｃ 千円未満切り捨て
補助限度額	h	1,500千円	集合住宅（※２）：1,500千円 上記に該当しない住宅： 750千円
交付申請額	i	1,048千円	ｉ＝ｅ・ｇ・ｈの最も小さい額

各々、いずれかを〇印で囲む

（※１）除却面積（ａ）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。
（※２）集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

＜注意事項＞
・対策地区内で除却する場合に使用します。

②-14 交付申請額内訳書(重点対策地区)(様式1-8)

記入例

（様式１－８）

重点対策地区内で
解体する場合に使用

交付申請額内訳書
（重点対策地区）

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	170.42㎡	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※１）
うち、補助対象面積	b	155.42㎡	
補助率	c	２／３	
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	2,300,000円	
補助対象経費による補助金の額	e	1,398千円	e＝d×（b／a）×c 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	15千円	集合住宅（※２）：15千円 上記に該当しない住宅：17千円
補助対象面積による補助金の額	g	1,554千円	g＝b×f×c 千円未満切り捨て
補助限度額	h	2,000千円	集合住宅（※２）：2,000千円 上記に該当しない住宅：1,000千円
交付申請額	i	1,398千円	i＝e・g・hの最も小さい額

見積書の除却工事と整地工事の合計金額
又は
見積書(様式1-9)の補助対象工事費合計欄の金額

式にあてはめて算出する

各々、いずれかを〇印で囲む

（※１）除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

（※２）集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

＜注意事項＞

・重点対策地区内で除却する場合に使用します。

②-15　見積書（様式1-9）

（様式１－９）

令和　　年　　月　　日

大阪　太郎　　　　　様

見積書

作成者　●●●会社
●●市●●区●●丁目●番●号
代表取締役　●●　●●

工事場所　　大阪市　　●●　　区●●●　●丁目●番●号

工事概要　　木造　　２階建　建物除却工事

地名地番、若しくは、住居表示のどちらかを記入

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
除却工事及び整地工事				
建物除却	1	式	2,300,000	
整地				
諸経費				
		計	2,300,000	
屋内残存物処分、屋外工作物等除却工事、壁面補修等				
屋内残存物処分				
屋外工作物（塀・樹木）等除却	1	式	600,000	
壁面補修				
諸経費				
		計	600,000	
		合計（税抜）	2,900,000	
		消費税	290,000	
契約見込額		合計（税込）	3,190,000	

交付申請額内訳書のｄ欄へ転記

＜注意事項＞

・補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更承認申請が必要となります。（P.29 参照）

・除却工事費のうち、仮設工事・諸経費・値引き等で補助対象費用と補助対象外費用の両方に係るものについては、それぞれの工事費用で按分して計上してください。

［③工事着工届］に必要な書類及び記入例

● **提出が必要となる工事**

・特例措置により、補助金交付申請された工事

※特例措置…交付申請までに工事契約を行っており、工事に着手していないことを証明し、かつ、工事着手予定日の 40 日前までに交付申請したもの。

・補助金交付変更承認申請されたもののうち、変更申請額が既交付決定額を超える場合の当該変更部分の工事

● **提出時期**

補助金交付決定通知書や補助金交付変更承認通知書の交付日以降に工事に着手された後、速やかに提出してください。

● **提出書類一覧**

③工事着手届				提出部数＜2部＞
	1	工事着手届	様式2－1	
	2	その他申請に必要と認める書類		

★　別途、書類が必要になる場合があります。
★　ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
★　提出部数は2部です。

（様式２－１）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

補助事業者
住所　　〒
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）
電話番号

補助金交付決定通知書等をもとに、日付等を記入してください。

工事着手届

令和 ● 年 ● 月 ● 日付けで、大阪市指令都整 ● 第 ●●● 号にて（交付決定・交付変更承認）の通知を受けた事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

補助金の交付が決定された承認番号を記入

１　承認番号　　●● - ●●●

除却工事を行う建物の**地名地番**

２　除却計画敷地
（地名地番）　大阪市　●●　区　**●●●　●丁目●番地●**
（住居表示）　大阪市　●●　区　**●●●　●丁目●番●号**

除却工事を行う建物の**住居表示**

３　工事着手日　　令和　●　年　●　月　●●　日

[④除却完了報告］に必要な書類及び記入例

● **提出期限**

除却工事が完了しましたら、速やかに提出してください。（最終期限：令和8年2月27日（金）まで）

交付変更承認申請および廃止申請について

・補助金交付決定額が増減する場合や申請内容を変更する場合などは、交付変更承認申請が必要です。

・事業を止める場合は、廃止承認申請が必要です。

● **提出書類一覧**

④除却完了報告		**＊下記の順番に並べて提出してください。**		**提出部数＜2部＞**
	1	除却完了報告	**様式 11**	
	2	除却整地工事請負契約書等の写し		契約日、契約者、契約金額、除却工事場所がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。
	3	完成写真		A4 サイズの台紙に貼付または印刷すること（土地の上に何も残っていない状態の写真）
	4	領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し（※）（但し書き欄に解体した建物の住所または地番と、「建物解体費用として」の文言を記載してください。）		領収書等遅延理由書を提出する場合、領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し（※）は、補助金請求の際に提出してください。
	★	除却整地工事変更請負契約書等の写し		契約後に補助金交付決定額を変更した場合
	★	その他申請に必要と認める書類		

（※）その他支払いを証明する書類について

工事請負契約の発注者（申請者）から請負者（施工業者）へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

【具体例】

＊銀行窓口支払いの場合…送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）
＊ＡＴＭ支払の場合…ＡＴＭ利用明細票の写し
＊ネットバンキング支払の場合…振込み又は入出金を証する書類の写し

★　別途、書類が必要になる場合があります。
★　提出部数は計２部です。
★　ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
★　原本の写しに疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

＜注意事項＞

・補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。

④-1　除却完了報告書（様式 11）

（様式 11）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

補助事業者
住所　〒●●●-●●●●
大阪市北区中之島1-3-20
氏名　大阪　太郎

除却完了報告書

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所に〇印を付ける。

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け（大都整密・大都整生／大阪市指令都整密／大阪市指令都整生）第●●号で（補助金交付決定通知／補助金交付変更承認通知）

のあった補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

記

承認番号	●●●－●●●
除却計画敷地（地名地番）	大阪市 ●● 区 ●●● ●丁目●番地●
除却整地費契約金額	￥３，１９０，０００円（税込） うち補助対象工事費　￥２，０９７，５５８円（税抜）
補助金の交付決定額	￥●，●●,●●●円

（注）　契約図書及び交付決定通知書の写しを添付してください。

交付申請額内訳書のｄ×（ｂ／ａ）

＜注意事項＞

・補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。
・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、報告書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

■ 契約書について

【サンプル】

印 収入印紙 印

工事請負契約書

注文者　大阪　太郎　（以下「甲」という）と請負者　㈱中之島建設　（以下「乙」という）は、この契約書により工事請負契約を締結する。

1工　事　名		大阪様邸宅解体工事
2工事場所		北区中之島１丁目１番地３（地番）
3工事内容		解体工事
4構　　造		木造２階建
5工　　期	着手	令和●年●月●日
	完了	令和●年●月●日（予定）
6請負金額		￥２，９００，０００（税抜き）　￥２９０，０００（消費税）
7支払方法		
8そ　の　他		・残置物処分費は別途必要。 ・地中障害物撤去は別途必要。 ・その他については甲・乙協議とする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ各１通を保有する。

令和○年○月○日

交付決定日以降の日付を記入下さい。
ただし、特例措置（３ページ参照）により交付申請した場合は、交付決定日に関わらず契約日を記入。

甲（注文者）住所　大阪市北区中之島１丁目２番３号
氏名　大阪　太郎　印

乙（請負者）住所　大阪市北区中之島２丁目３番４号
氏名　㈱中之島建設　代表取締役　梅田　太郎　印

＜注意事項＞
・宛名は補助事業者（申請者、フルネーム）としてください。
・委任を受けた代表者が申請している場合は、代表申請者に委任している全ての共有者氏名を注文者欄にご記入ください。
・契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。
・契約書の訂正は、原本に直接訂正し、両者の押印が必要です。
・原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

④-4　領収書の写し

【　サンプル　】

領　収　書　　見本　　No.　12345

申請者氏名　　　　様

金　額　¥3, 190, 000-　　内　消費税等　¥290, 000-

但　大阪市○○区○○町○丁目○番地
家屋解体工事費として

上記の金額正に領収いたしました

R○　年　○　月　○　日

現　金	¥3, 190, 000-
小切手	
手　形	
相　殺	

株式会社○○○
000-0000　大阪市○区○町○番○号
06-0000-0000

社印

印　印紙

＜注意事項＞

・宛名は補助事業者（申請者、フルネーム）としてください。

・様式 1-2 の補助事業者一覧を申請している場合は、宛て名に全ての補助事業者をご記入ください。

・但欄には、**除却工事場所**と**工事名**を明記してください。

・請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料（見積書等）も添付してください。
　但し、補助金額が変更する場合は交付変更承認申請が必要になります。

・　原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

[⑤補助金の請求] に必要な書類及び記入例

● **提出期限**

額の確定通知書を受領した後、速やかに提出してください。(最終期限:令和8年4月30日(木)まで)
※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

● **提出書類一覧**

⑤補助金の請求				**提出部数<2部>**
	1	請求書		
	★	その他申請に必要と認める書類		

★ 提出部数は計２部です。
★ 振り込みを希望する口座の通帳写し（1 ページ目をめくった所のコピー）も提出してください。
法人の場合は通帳の表紙の写しも併せてご提出願います。
★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ 30 日以内にご指定の口座に振り込まれます。
（振込日の通知はありません。）

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。
原則として、**正しく記載された請求書を再提出してください。** ただし、請求印（補助事業者本人のもの）が押印されており、訂正箇所に同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。（再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。）
（捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。）

<注意事項>

請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。(下表参照)

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役　大阪太郎	株式会社A 代表取締役　大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役　大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役　大阪太郎	大阪太郎	×

⑤-1　請求書（記入例）

記入例

請　求　書

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

住　所　●●市●●区●●丁目●番●号
氏　名　大阪　太郎

補助事業者の住所と氏名を記入

補助金の額の確定通知書をもとに金額及び承認番号を記入

次のとおり請求します。

金　　額	¥●●●，●●●円也
内　　容	
民間老朽住宅建替支援事業　狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金	
（承認番号　●●-●●●　　）	

※　金額の前には必ず¥を付けてください。

☐　債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号									指定口座	

債権者登録をされていない方は、こちらに✓印を付けて、各欄に必要事項を記入

…は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐　次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	●●●銀行	支 店 名 称	●●支店
預 金 種 別	●●	口 座 番 号	●●●●●●●
フ リ ガ ナ	オオサカ　タロウ		
口 座 名 義	大阪　太郎		

市記入欄には、何も書かないでください。

市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号

業務区分	☐歳　出	☐歳　入	☐歳計外	☐基　金

＜注意事項＞

・振込先の金融機関は、補助事業者名義の口座を記入してください。

・指定口座のご記入の際は、誤りの無いようご確認をお願いします。

［ゆうちょ銀行の場合］ 通帳1枚目を開いた下側に下記（例）のような【店名】【店番】等の記載のあるものに限ります。

（例） この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください。
【店名】四一八 （読み　ヨンイチハチ）
【店番】418 【預金種目】普通預金 【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇

「支店名」のところに「四一八」と記入してください。

・訂正印により訂正する場合は、補助事業者氏名の横に押印が必要です。サインでの訂正はできません。

[補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例

〇工事中、補助金の交付申請内容を変更する必要が生じた場合は、補助金交付変更承認申請書が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要な場合もあります。

〇 **変更の手続きが必要になる場合** (代表的な事例)
・用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間の変更
・補助金の額の変更
・その他、市長が必要と認める事項

上記に該当しながら変更の手続きを怠った場合、補助を受けられなくなる場合があります。

● **提出期限**
速やかに提出してください。(最終期限:令和8年2月27日(金)まで)
なお、**変更申請額が、既交付決定額を超える場合の提出期限は令和7年12月26日(金)まで**です。

● **提出書類一覧**

補助金交付変更申請		**＊下記の順番に並べて提出してください。**	**提出部数＜2部＞**	
	1	補助金交付変更承認申請書	**様式 5**	
	2	交付申請内訳書 (補助金額の変更を伴う場合のみ提出)	**様式 5-2**	対策地区内で補助金額の変更を伴う場合のみ提出
			様式 5-3	重点対策地区内で補助金額の変更を伴う場合のみ提出
	3	工事金額変更後の内訳書(見積書)写し (※)		工事金額が変更となったことにより交付変更を行う場合のみ提出
	4	変更承認に必要な書類等 (変更内容が確認できる書類等)		
	5	変更部分の工事に未着手であることを証する書類		変更申請額が、既交付決定額を超える場合
	★	その他申請に必要と認める書類		

★ 別途、書類が必要になる場合があります。
★ 提出部数は計２部です。
★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
(※) 原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

＜注意事項＞
・補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。

補助金交付変更承認申請書（様式５）

（様式５）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

補助事業者
住所　〒●●●-●●●●
大阪市北区中之島1-3-20
氏名　大阪　太郎

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所に〇印を付ける。

補助金交付変更承認申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け（大都整密・大都整生／大阪市指令都整密／大阪市指令都整生）第●●号で（補助金交付決定通知／補助金交付変更承認通知）

のあった補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第１項第　号の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

・用途、形式、棟数、住戸数又は事業期間を変更の場合　→１を記入
・補助金額の額を変更の場合　→２を記入
・その他　→３を記入

記

１　承認番号　　●●●－●●●

２　変更内容

ア．補助事業の内容

変更する内容を記入　　（例）事業期間　（変更前）令和●年●月●日～令和●年●月●日
（変更後）令和●年●月●日～令和●年●月●日　など

イ．交付変更申請額

既交付決定額　1,048,000円
交付変更申請額　1,165,000円
差引増△減額　117,000円

申請額を変更する場合は、様式 5-2 もしくは様式 5-3 をもとに額を記入

減額の場合は「△117,000 円」と記入

ウ．その他

３　変　更　理　由

変更する理由を記入　（例）・解体工事の着手時期が遅れたため。
・見積金額が上がったため。
など

＜注意事項＞

・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、申請書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

交付申請内訳書（様式 5-2）　〈対策地区内で補助金額の変更を伴う場合〉

（様式５－２）

対策地区内で
補助金額が変更になる場合

交付申請額内訳書

（対策地区）

算出項目		令和●年●月●日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積	a	170.42㎡	170.42㎡	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※１）
うち、補助対象面積	b	155.42㎡	155.42㎡	
補助率	c	１／２		
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	￥2,300,000円	￥2,600,000円	
補助対象経費による補助金の額	e	1,048千円	1,185千円	e＝d×(b／a)×c 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	15千円		集合住宅（※２）：15千円 上記に該当しない住宅：17千円
補助対象面積による補助金の額	g	1,165千円	1,165千円	g＝b×f× 千円未
補助限度額	h	1,500千円		集合住宅（※２）：1,500千円 上記に該当しない住宅： 750千円
交付申請額	i	1,048千円	1,165千円	i＝e・g・hの最も小さい額

工事金額が変更になった場合

各々、いずれかを○印で囲む

（※１）除却面積（ａ）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。
（※２）集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

＜注意事項＞

・対策地区内で補助金額の変更が伴う場合の様式です。
・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、申請書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

交付申請内訳書（様式 5-3）〈重点対策地区内で補助金額の変更を伴う場合〉

（様式５－３）

交付申請額内訳書

（重点対策地区）

算出項目		令和●年●月●日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積	a	170.42㎡	170.42㎡	この補助事業の実施に伴い除却する面積（※１）
うち、補助対象面積	b	155.42㎡	155.42㎡	
補助率	c	２／３		
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	￥2,300,000円	￥2,600,000円	
補助対象経費による補助金の額	e	1,398千円	1,580千円	e＝d×（b／a）×c 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	15千円		集合住宅（※２）：15千円 (circled) 上記に該当しない住宅：17千円
補助対象面積による補助金の額	g	1,554千円	1,554千円	g＝b×f× 千円未満切り捨て
補助限度額	h	2,000千円		集合住宅（※２）：2,000千円 (circled) 上記に該当しない住宅：1,000千円
交付申請額	i	1,398千円	1,554千円	i＝e・g・hの最も小さい額

（※１）除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

（※２）集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

＜注意事項＞

・重点対策地区内で補助金額の変更が伴う場合の様式です。

・書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、申請書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する（取りやめる）場合は、補助事業廃止承認申請の手続きが必要となりますので、速やかに窓口（表紙記載）に連絡し、お手続き願います。

● **提出期限**

速やかに提出してください。（最終期限：令和8年2月27 日（金）まで）

● **提出書類一覧**

廃止承認申請		**＊下記の順番に並べて提出してください。**		**提出部数＜2部＞**
	1	補助事業廃止承認申請書	**様式 7**	

★　別途、書類が必要になる場合があります。
★　提出部数は２部です。
★　ご提出いただいた書類は返却できませんので、控えは別途ご用意ください。

＜注意事項＞
・補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。
・交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、窓口へご相談ください。

（様式７）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

補助事業者
住所　〒●●●-●●●●
大阪市北区中之島1-3-20
氏名　大阪　太郎

補助金交付決定通知書等をもとに、日付などを記入し、該当する箇所に〇印を付ける。

補助事業廃止承認申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け（大都整密・大都整生／大阪市指令都整密／大阪市指令都整生）第●●号で（補助金交付決定通知／補助金交付変更承認通知）

のあった事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第１項第３号の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1　承認番号　　●●●－●●●

2　除却計画敷地
　（地名地番）　大阪市●●　区●●●　●丁目●番地●

3　廃止理由

廃止する理由を記入
（例）・計画の変更により解体を取り止めたため。
　　・〇〇により解体工事の着手が遅れ、事業期間内に完了できなくなったため。
など

（参考） 必要書類の取得方法について

【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 評価証明書交付申請書に必要な付記事項（共有者氏名・建築年・棟明細（合計と棟明細））にチェックして、窓口でお申し出ください。

＜税証明書の発行できる窓口について＞

（大阪市財政局HP） https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html

【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面）の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

＜登記事項証明書の発行できる窓口について＞

（法務局HP） http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html

【課税証明書、市税（市民税、固定資産税、都市計画税）の納税証明書の発行】 下記（★）参照

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

＜税証明書の発行できる窓口について＞

（大阪市財政局HP） https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html

（参考）【住民票の発行】 下記（★）参照

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所１階（住民票・戸籍関係発行証明書コーナー）の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

＜住民票の写しの交付請求について＞

（大阪市市民局HP） https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html

（★）…証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。（一部交付できない証明書があります。）詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

（大阪市コンビニ交付HP） https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html
（大阪市マイナンバーカードHP） https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html
（大阪市財政局HP） https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html

＜公的証明書等の有効期限＞

名称	有効期限等	備考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	■令和7年3月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度の証明書 ■令和7年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書 前々年度のものは認めません。	・令和7年度の固定資産(家屋)評価証明書は、令和7年4月1日から発行できます。 ・評価年度は令和7年度のものに限りますが、4月末日までの補助金申請に限り令和6年度の評価証明書を可とします。
課税(所得)証明書	■令和7年5月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度(令和5年中の所得)の証明書 ■令和7年6月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度(令和6年中の所得)の証明	課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。 また、新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土、日の場合は翌開庁日)から発行可能です。 例:令和7年度の課税(所得)証明書(令和6年中の所得の証明)は、令和7年6月1日より発行できます。
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	→発行年月日が、令和7年5月末日までのものは、前々年度の証明書で可 →発行年月日が令和7年6月1日以降のものは、前年度のもの 納税証明の年度は前年度に限りますが、6月末日までの補助金申請に限り前々年度のものを可とします。 ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来額を含む)が0円であるものは可 - - - - - (法人市民税の場合) 直近の事業年度のもの	・税目や支払方法で(源泉徴収、口座振替、窓口支払等)により、納期限が異なります。 また、納期限までに納めるべきものがすべて納めていただいても、支払後、概ね10日程度は支払いの確認ができない場合があります。 ・納税証明書は、市税の滞納がないことを確認します。
戸籍謄本等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	建物所有者が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できるものが必要です。(出生から死亡までの連続した戸籍謄本等)
印鑑登録証明書等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	承諾書等で、実印の押印を要する場合のみ必要です。

※ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。